

積の観点からも問題ないと思います。

会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号28号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号28号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。

続いて議案番号29号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号29号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり宮山農業振興地域内にある農地1筆です。転用事業の内容は、農家の分家住宅の建設であり、譲渡人から贈与を受けることで所有権を移転する予定です。また、市街化区域に所有している土地はありません。予定地は両親と祖母の住宅に隣接しており、生活するうえで相互に協力することを希望して申請に至りました。譲受人は、転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、市街化区域から住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしていることから第3種農地となります。許可の基準としては、原則許可になります。

会 長：続いて、地区担当農業委員の1番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、北部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1 番：先日現地調査に行ってきました。現況梨畑ですが市街化区域に隣接しており、母屋の敷地にも隣接している場所なので問題ないと思います。

会 長：続いて、北部地区農地利用最適化推進委員をお願いします。

北部地区農地利用最適化推進委員：

先日現地調査に行ってきました。祖母から孫への分家住宅とのことで、周囲は民家でインフラも整備されている場所なので利用集積上問題はないと思います。

会 長：ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号29号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号29号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。

次に日程第2、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について報告番号106号から111号の6件、日程第3、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、報告番号112号から117号の6件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局：(報告番号106～117号を朗読)(説明)

いずれも添付書類を含め完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。

	<p>(委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。他に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたこととします。</p> <p>最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。</p> <p>(特になし)</p> <p>会 長：では、以上をもって、平成30年第9回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 平成30年第9回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 磯川 浩

議事録署名人 三留 豊正

本議事録は、平成30年10月25日、承認・署名を得て確定しました。